

足立区ISO認証取得助成金のご案内

助成金の対象者	次のすべてに該当すること ・申請時点において、足立区内で継続して1年以上事業を営む、区内に本店がある中小企業（本店登記と所在地及び実際の事業活動場所が同一）もしくは主たる事業所がある個人事業主（開業届を提出し、所在地及び実際の事業活動場所が同一）であること。 ・認証取得したISOを活用して、引き続き区内で事業を営む予定であること。 ・法人は法人事業税・住民税、個人事業主は個人事業税・住民税を滞納していないこと。 ・区内に本社かつ事務所単位で認証取得を受ける場合は、当該事業所も区内にあること。 ・過去にISOの同一のシリーズで、本助成金を受けていないこと ・同一の内容で他の公的助成を受けていないこと	
助成対象事業 【ISO 認証取得後に申請できます】 ※同一シリーズ内の規格更新は対象外	① ISO9001（品質管理基準）の認証取得に関すること ② ISO14001（環境管理基準）の認証取得に関すること ③ ISO27001（情報セキュリティ管理基準）の認証取得に関すること ④ ISO13485（医療機器管理基準）の認証取得に関すること ⑤ ISO50001（エネルギー管理基準）の認証取得に関すること ⑥ ISO22000（食品安全管理基準）の認証取得に関すること	
助成対象経費 ※すべての助成対象経費について振込手数料および交通費は対象外	内部監査員養成研修等に要した経費 コンサルタントの指導等に係る経費 認証のための審査及び登録に係る経費	専門研修機関が開催する研修に社員を派遣し、研修を受講させた際の受講料。 コンサルタントによる企業内での導入教育、推進計画作成、環境調査、品質管理、環境管理マニュアルの整備等のための指導に係る経費。 申請料、書類審査、予備審査・本審査等の各審査費用、登録発行料、登録維持料（初年度分）
助成金額	助成対象経費の半額で、 上限50万円 （千円未満切捨て） ※1企業当たりの助成金限度額50万円（1年度内）	
	※ 申請は先着順で受付け、予算額に達し次第終了。 ※ コンサルタントなどによる代行申請は受け付けておりません	
申請できる期間	ISO認証取得日から1年以内	
必要書類・持ち物	・『 所定申請書【様式2号（第5条関係）】 』及び『 確認書（署名 または 押印） 』 【以下の書類は、写しをいただければ原本は返却します】 ・『 認証登録証 』（ <u>原本及び原本の写し</u> ） ・『 登記事項証明書 （発行日より3ヶ月以内のもの）』（ <u>原本及び原本の写し</u> ） （個人事業主の場合は、『開業届』または直近の『確定申告書』の原本及び原本の写し） ・助成対象経費の 支払いが証明できる書類 （ <u>原本及び原本の写し</u> ） （領収書、利用金融機関が発行する証明書類、通帳〈該当ページと表紙〉など） ・助成対象経費の 明細がわかる書類 （ <u>原本及び原本の写し</u> ） （見積書、請求書など） ・法人は法人事業税・法人住民税、個人事業主は個人事業税・住民税の 直近の支払いが証明できる書類 （納税証明・領収書・引落口座の通帳いずれかまたは非課税証明）	
問合せ・申請先	足立区産業振興課ものづくり振興係 ※窓口のみ受付（郵送不可） 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 南館4階 TEL03-3880-5869 FAX03-3880-5605 受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）	



区ホームページ

（参考）中小企業基本法第2条に規定する中小企業の定義

業 種	従業員の規模	資本金の規模
製造業・建設業・運輸業・その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5000万円以下
小売業	50人以下	5000万円以下